

責任能力と故意

——カリフォルニア州の判例をめぐって——

林 美月子

目 次

- はじめに
- 一 分割審理 (bifurcated trial) と限定能力 (diminished capacity)
 - 二 Wolf 判決と限定責任能力
 - 三 Wetmore 判決とメンス・リア理論
- おわりに

はじめに

責任無能力者が精神障害の故に犯行時に故意をも欠いていた場合、これをどのように扱うべきであろうか。もちろん、両者がつねに重なるとはいえないであろう⁽¹⁾。しかし、反対に両者は全く重ならないとするのも誤まりであり⁽²⁾、稀ではあっても⁽³⁾、とくに幻覚や妄想を特徴とする精神障害の場合には両者は重なりうる⁽⁴⁾。

わが国の判例に次のような事案がある。外国航路を航海中の船舶内で、数名の船員にシーナイフをもって殺されそうになった夢を見た被告人が、夜間就寝などをして六名の船員を斧で切りつけて傷害し、機械類を損壊したものを

である。第一審は心神耗弱としたが、第二審は「睡眠酩酊状態」と称されるべき「意識混濁」の深い時期の犯行として心神喪失による無罪を言い渡した⁽⁵⁾。本件では、意識混濁の程度や認識の内容は詳しく述べられていないが、もし、被告人が正当防衛状況を認識していたとすると、厳格責任説によらない限り、心神喪失とする以前にすでに故意がないことにならないであろうか。また、急迫性の認識の誤まりについても、少なくとも生理的・生物学的なものは行為者を基準として過失を考えるなら、過失もないことにならないであろうか。

改正刑法草案は現行法と異なり、責任能力に関する規定（第一六条から第一八条まで）を故意及び過失に関する規定（第一九条から第二二条まで）の前に置いたが、その主な理由として「責任能力は責任の一般的な前提条件であり、責任無能力者については故意又は過失の有無を論ずる必要がないこと」をあげている⁽⁶⁾。このような考え方はすでに小野博士によって主張されているところでもある⁽⁷⁾。しかし、反対説も有力である。

平野博士は、生物学的要件を重視するという点では責任能力を責任の前提とする立場を支持されるが、判断の順序としては故意・過失を責任能力の前に判断すべきだとされる。その理由として、故意・過失のない者について、精神の障害があるかないかを裁判所が判断するのは適当ではないこと、治療処分や没収を責任無能力者の行為について認めるとした場合にも故意・過失の存在の認定は必要とすべきことをあげられている⁽⁸⁾。また、責任能力を責任の要素とされる団藤博士の場合も、博士が制限故意説に立たれることとの関係で、精神障害によって違法性の意識の可能性が欠けたときの責任無能力と責任としての故意の判断の順序に明らかでない点もあるが、構成要件の故意を責任能力より以前に判断されることは明らかといえよう⁽⁹⁾。

もちろん、西ドイツやわが国の故意と英米法のメンス・リアを全く同様に扱うことは適当ではなく、今後さらにその異同を研究しなければならない。そこで、本稿では、考察の対象をカリフォルニア州の限定能力 (diminished capacity)

の理論に限り、この理論に関するいくつかの重要な判例を検討し、⁽¹⁰⁾ その意義を問い直すことを通じて、責任無能力と故意の不在との関係について若干の考察をすることにした。

- (1) *State v. Shaw*, 106 Ariz. 103, 471 P. 2d 715, 724 (1970). なお、キリーヌは妄想の内容が「メンス・リア (mens rea)」が欠ける場合、たとえ「レキンを殺つておろす」と思つて、人の首を締めるような場合のみを免責し、その他の責任無能力の抗弁を認めない。Norval Morris, *Psychiatry and the Dangerous Criminal*, 41 *Southern California Law Review* 514, 520~521 (1968) (直接参照できなかった)。Herbert Fingarette and Ann Hesse Fingarette, *Mental Disabilities and Criminal Responsibility*, 25-26 (1983) によつた。同様の立場は一九七三年のミクソン政府の責任無能力廃止案 (S. 1400, 93d Cong., 1st Sess. § 522) にもみられる。しかし、本稿では、責任無能力の制度を前提として検討を進めることにする。
 - (2) See *State v. Hebard*, 50 Wis. 2d 408, 184 N.W. 2d 156, 163 (1971).
 - (3) Fitzgerald, *Criminal Law and Punishment* 136 (1962); Brooks, *Law, Psychiatry and the Mental Health System* 142-143 (1973); A. Morris, *Criminal Insanity*, 43 *Washington Law Review* 583, 606-607 (1968).
 - (4) Morse, *Undiminished Confusion in Diminished Capacity*, 75 *the Journal of Criminal Law & Criminology* 1, 41 (1984).
 - (5) 東京高判昭和四一年九月九日判例時報四七五号五八頁。
 - (6) 法制審議会刑事法特別部会・改正刑法草案附同説明書 (昭和四七年) 一〇二頁。
 - (7) 小野清一郎「責任能力の人間学的解明 (一)」ジュリスト三六七号 (昭和四二年) 八八頁、同「責任能力の人間学的解明 (二)」ジュリスト三六八号 (昭和四二年) 一一二頁。
 - (8) 平野龍一・刑法総論Ⅱ (昭和五〇年) 二八二頁。同旨の見解として、内藤謙・刑法改正の研究Ⅰ概説・総則 (平場安治・平野龍一編・昭和四七年) 一一二二頁。もっとも、平野博士は制限責任説に立たれるので、故意の内容は違法性を基礎づける事実の認識ということになる。責任無能力者であっても、事実の認識は可能なことが多いので、制限責任説に立つ場合は、違法性の認識を故意の内容とする厳格故意説や、違法性の意識の可能性を故意の内容とする制限故意説に比して、責任無能力と故意の不在が重なる場合は少なくなろう。
 - (9) 団藤重光「責任能力の本質」刑法講座第三卷 (昭和三八年) 三三三頁以下、同・刑法綱要総論 (改訂版・昭和五四年) 二五〇頁以下。
 - (10) 限定能力の理論は、カリフォルニア州以外でも論じられる。See Fisher v. U.S., 328 U.S. 463, 149F. 2d 28 (1946); U.S. v. Brawner, 471 F. 2d 969 (1972); *Betha v. U.S.*, 365 A. 2d 64 (1976).
- しかし、後述のように、とくにカリフォルニア州において、この理論は分割審理 (bifurcated trial) とともに発展してきたのである。鈴木義男「英米刑法における限定責任能力」犯罪学年報第三卷 (精神障害と犯罪・昭和四〇年) 一〇六頁以下、とくに一一〇頁以下参照。

一 分割審理 (bifurcated trial) と限定能力 (diminished capacity)

一 カリフォルニア州では、一九二五年に、犯罪増加に対処するために、刑事司法の迅速かつ正確な運用を保障する制度を求めて、刑事訴訟法改正委員会が設けられた。そして、その一環として、責任能力についての分割審理 (bifurcated trial or separate trial) が提案されたのである。すなわち、提案理由書によれば、当時の責任能力についての審理手続では「被告人は、犯罪を犯したか否かの審理の際に、犯行時の責任能力に関するあらゆる事柄を提出することができる。こうして、犯罪を犯したか否かという問題とは関連のない多くの証拠を陪審に提出できることになる。ことから、しばしば、被告人は陪審員の同情や先入観に訴えることになるし、そうでなくても、審理が非常に混乱する」⁽ⁱⁱ⁾ので、被告人が犯罪を犯したか否かを審理した後に、責任能力について審理するようにすべきだとされたのである。そして、一九二七年にカリフォルニア州刑法一〇二六条として立法がなされた。しかし、まさに、カリフォルニア州刑法二〇条の規定するように、犯罪が成立するためには行為と意図 (intent) 又は過失 (negligence) が必要なのである。また、殺人罪を謀殺と故殺に分ける場合も、被告人の犯行時の精神状態を考慮しなければならぬであろう。とすれば、犯罪を犯したか否かの審理と責任能力の審理を全く分割しうるのかに疑問が出てくる。右の委員会がこの点に十分な考慮を払わなかったために、後に混乱が生じたのである。

二 一九二七年の立法によって、被告人が責任無能力と他の理由による無罪を申し立てた場合には、最初に後者の点が審理されるが、その審理では責任能力者と推定されることになった。その審理の結果有罪とされるか、責任無能力の申し立てのみをしていたときには、責任能力の審理がなされる。この制度は、発足後直ちに、多くの裁判で争わ

れた。しかし、そのすべての反論が否定された⁽¹²⁾。たとえば、Troche 判決⁽¹³⁾では、被告人は第一級謀殺罪で起訴されたので、有罪か否かの審理の際に、犯罪要素である予謀 (premeditation) をなしえなかったことを主張するために、精神状態についての証拠を提出しようとしたが、第一審裁判所はこれを拒否し、陪審は被告人を第一級謀殺罪で有罪とした。被告人の上告理由には、予謀は犯罪の要素であるから、この要素を否定するために精神状態について証拠を提出することは、分割審理の規定も排除してはいはずであるとの主張も含まれていた。また、反対意見を書いたプリストン裁判官も、カリフォルニア州刑法二一条の、意図は正常な精神状態によって示されるという規定をあげて、無罪の主張は必然的に責任無能力の主張を含むことになる⁽¹⁴⁾と述べた。しかし、多数意見はこれらの点に対する見解を示すことなく、上告を棄却したのである。これは、既述の分割審理の規定の立法理由に忠実な解釈であろう⁽¹⁵⁾。また、精神状態についての証拠は、責任無能力に関連するものであれば、責任能力の審理の段階で提出できるのであり、他方で、責任無能力に足りないような精神状態は考慮する必要はないので、有罪か否かの審理の段階で精神状態についての証拠提出を拒否しても憲法違反にならないと考えられるであろう。しかし、そうすると、責任無能力には足りない精神状態についてはおおよそ証拠を提出できないことになるのであり、とくにその証拠が、犯罪の要素である意図 (intent) の否定を示す場合については、なお、証拠提出を認めるべきだとする見解も強かったのである⁽¹⁶⁾。

三 そして、ついに Wells 判決⁽¹⁷⁾において、精神状態についての証拠が有罪か否かの審理の段階においても許容されるに至った。被告人は「事前の悪意 (with malice aforethought)」をもってする無期懲役囚による暴行傷害の罪で起訴された。被告人は、第一審で、自己の安全に対する異常な不安の故に自己の安全に対する脅威に対して健康人よりも過敏に反応する旨の医者証言を基礎にして、相当な反撃をして自己を防衛するつもりであったのだから「事前の悪

意 (malice aforethought)」に欠けると主張しようとしたが、認められなかった。

これに対して、カリフォルニア州最高裁は、結論的には右の証拠を許容しなかったことは「事前の悪意」があったという認定に影響しないとしたもの⁽¹⁸⁾、次のような注目すべき見解を示した。

第一に、精神状態についての証拠を有罪か否かの審理の段階で許容しないという従来判例は、その証拠が責任無能力を理由として犯罪を犯しえなかったという証明に関するものである限り、分割審理の立法の解釈として正しい。しかし、責任無能力に足りない精神状態を示す証拠を特殊な犯意 (special mental state) を否定するために用いることを拒否することはできない。というのは、被告人は無罪の推定を受け、犯罪の全ての要素について防禦する権利があるからであるとする⁽¹⁹⁾。

第二に、有罪か否かの審理の段階で許容されるのは、特殊な実質的犯意があったか否か (did or did not) に関する証拠であって、責任無能力の故にそれらの犯意をもちえなかった (could not) ことを示す傾向のある証拠ではないとする⁽²⁰⁾。

第三に、有罪か否かの審理の段階で精神状態についての証拠が許容されるのは、特殊の犯意の証明を要求する犯罪についてのみであるとされている⁽²¹⁾。たとえば、謀殺罪における「事前の悪意 (malice aforethought)」第一級謀殺罪における「計画性および予謀 (deliberation and premeditation)」住居侵入罪における「重窃盗罪又は軽窃盗罪もしくは重罪を犯す意図」がこの特殊な犯意の例である。

四 こうして、有罪か否かの審理の段階でも精神状態についての証拠は許容されることになったが、その根拠は不明確である。つまり、一方では、そのような証拠を許容する理由は第一点に示されたように、分割審理の制度によっ

ても、立法者は被告人の無罪の推定や無罪を示すための証拠を提出する権利を否定するつもりはなかったという点に求められている。⁽²²⁾ この議論は、犯罪の成立には犯意 (*mens rea*) が必要であるという、いわゆるメンス・リアの理論を基礎とするものといえよう。メンス・リアは非常に多義的な概念で、使われる文脈によって種々の意味を含みうる。⁽²³⁾ したがって、責任能力を含めた責任一般を表現する用語としてメンス・リアが用いられることもある。しかし、ここでいうメンス・リアの理論とは、個々の犯罪の成立には、その罪に特殊な犯意が必要であるという理論である。⁽²⁴⁾ しかし、この議論を一貫すれば、カーター裁判官が反対意見で示したように、責任無能力を示す証拠も犯意の否定に用いようということになる。そして、まさに、アリゾナ州の *Shaw* 判決のように、⁽²⁵⁾ 分割審理では、責任無能力者は犯罪の実体的要素 (*material element*) を否定することができないので、この制度は憲法違反だとすべきことになるように思われる。⁽²⁶⁾

また、メンス・リアの理論からするならば、右の証拠の許容性の特殊な犯意による犯罪への限定にも疑問が生じよう。特殊犯意 (*specific intent*) による犯罪か一般犯意 (*general intent*) による犯罪かは、条文に特殊な心理的現象を現わす言葉、たとえば「意図 (*intent*)」とか「悪意 (*malice*)」が示されているか否かによっている。犯行の後にさらに何らかの行為を行なう意図又は将来の結果達成の意図が要求されている場合、⁽²⁷⁾ 及び、それらの意図は伴わないが「予謀 (*premeditation*)」「事前の悪意 (*malice aforethought*)」等が要求されている場合が特殊犯意による犯罪の中に含まれるとされている。そしてそれ以外の犯意は一般犯意による犯罪となる。しかし、いずれにせよ、メンス・リアの理論からすれば、精神状態についての証拠を特殊犯意の否定に使わせないことがデュー・プロセスに反するのならば、一般犯意の否定についてもそのような証拠を使わせないのはデュー・プロセスに反することになるはずである。一般犯意といっても、厳格責任ではないのであり、その存在は合理的な疑いを容れない程度に証明されなければならないのであり、また、精神障害によって否定されうるものだからである。⁽²⁸⁾

このようにみてくると、Wells 判決はメンズ・リアの理論によって有罪か否かの審理の段階で精神状態の証拠を許容したと断言することはできなくなってくる。むしろ、Wells 判決は、分割審理を前提としたとはいえ、責任無能力に足りない精神状態を対象とし、特殊犯意の否定にのみ、つまり、なお一般犯意を要求する犯罪での処罰（たとえば謀殺が否定されても故殺としての処罰は可能である）が可能な場合にのみ証拠の提出を許したのであり、⁽²⁹⁾ 限定責任能力制度のないカリフォルニア州で、限定責任能力の理論に近いものを導入したともいえるのである。⁽³⁰⁾ とくに、責任能力の判決基準として厳格なマックノートン・ルールを採用してきたカリフォルニア州では、これを緩めて、責任能力に程度の概念を入れる必要が生じていたのである。⁽³¹⁾

五 Wells 判決は、一〇年後、Gorshen 判決⁽³²⁾において確認され、いわゆる Wells-Gorshen rule が確立した。とくに、Gorshen 判決は、任意酩酊によっても悪意 (malice) が欠ければ謀殺 (murder) ではなく故殺 (manslaughter) になることを明言した点、及び、Wells 判決と異なつて、被告人は特殊犯意をもちえなかった (could not) ことを証明するような証拠をも許容するとした点で特色がある。

六 Wells-Gorshen rule は Conley 判決⁽³³⁾によって「限定能力 (diminished capacity)」の理論と命名された。Conley 判決自体は謀殺の悪意 (malice) が欠ければ、挑発 (provocation) がなくても故殺にすぎないとするもので、Wells-Gorshen rule に新しい何かを加えたわけではないといえよう。しかし、傍論において、任意殺人罪 (voluntary manslaughter) における殺人の意図 (intent to kill) は特殊犯意であり、限定能力によってこの犯意が欠ければ、非任意殺人 (involuntary manslaughter) とはならないとした点では注目される。⁽³⁴⁾

(11) California Commission for the Reform of Criminal Procedure, Report 16-17 (1927) (直接参照できなかった)と Louisell and Hazard, Insanity

as a Defense: The Bifurcated Trial, 49 Cal. L.R. 805, 808 (1961, 244p.)

- (21) Louisell and Hazard, *id.* at 812.
- (21) People v. Troche, 206 Cal. 35, 273 Pac. 767 (1928).
- (14) *Id.* 273 Pac. at 774.
- (15) Louisell and Hazard, *supra* note 12, at 814.
- (19) Comment, 67 Cal. L.R. 706, 713, 714 (1979).
- (17) People v. Wells, 33 Cal. 2d 330, 202 P. 2d 53 (1949).
- (81) *Id.* 202 P. 2d at 70.
- (61) *Id.* 202 P. 2d at 63 65, 67-68.
- (20) *Id.* 202 P. 2d at 66. この点について、カーター裁判官は、責任無能力に足りない精神状態を示す証拠が許容されるのならば、大は小を兼ねるという原則からして、責任無能力を示す証拠はより一層、犯意の否定に用いるはずであること、及び、犯意をもちえなかったことを示す証拠は、論理的に考えれば、犯意がなかったという証明について関連性及び許容性があること等を理由に反対意見を述べている。 *Id.* 202 P. 2d. at 71-72.
- (13) *Id.* 202 P. 2d at 63.
- (23) *Id.* 202 P. 2d at 68.
- (23) Sayre, Mens Rea, 45 Harvard L. Rev. 974, 1016-1026 (1932).
- (24) Kadish, Schulhofer and Paulsen, Criminal Law and Its Processes 267-268 (4th ed. 1983).
- (25) State v. Shaw, 106 Ariz. 103, 471 P. 2d 715, 723-725 (1970). 但し、被告人の精神状態や強盗の犯意があったか否かについては明確に述べられていない。
- (26) Shaw 罪状と控訴の罪状の同一性、Comments, Due Process and Bifurcated Trials: A Double-Edged Sword, 66 N W U.L.R. 327, 340-341 (1971).
- (27) People v. Hood, 1 Cal. 3d 444, 462 P. 2d 370, 82 Cal. Rptr. 618 (1969).
- (28) Morse, *supra* note 4, at 16.
- (29) 結局のところ、general intent crime と specific intent crime の区別には明確な基準はなく、重い罪の一定の犯意が否定されたとしても、なほ軽い犯罪で処罰される場合だ、重い罪の方を specific intent crime とするよりもなっていた。 People v. Nance, 25 Cal. App. 3d 925,

102 Cal Rptr. 266 (1972). See Model Penal Code §§2.02, 4.02 (Proposed Official Draft 1962); id. §2.02 comments 2, at 124 (Tentative Draft, No. 4, 1955); Hall, *General Principles of Criminal Law* 142 (2d ed. 1960).

- (20) Morse, *supra* note 28, at 25.
- (21) Comment, *supra* note 16, at 721.
- (22) People v. Gorsken, 51 Cal. 2d 716, 336 P. 2d 492 (1959).
- (23) People v. Conley, 64 Cal. 2d 310, 411 P. 2d 911, 49 Cal. Rptr. 815 (1966).
- (24) Id. 411 P. 2d at 920 note 4.

II WOLFE 判決と限定責任能力

一 Wells 判決も限定能力 (diminished capacity) の理論をいわゆる限定責任能力と同様の考え方によって基礎づけていたのではないかと思われるのであるが、このような方向を一層明らかにしたのが WOLFE 判決であるといえよう。⁽³⁵⁾ 被告人は、少女を家に連れ込んで強姦し、モードの写真を撮ろうとして、妨害となる彼の母親を斧で殺害し、第一級謀殺罪で起訴され、第一審で有罪とされた。被告人はマックノートン・ルールの下では責任能力ありとされた。しかし、被告人は犯行当時、一五歳であり、かつ精神分裂病でもあったため、限定能力 (diminished capacity) の理論の適用が問題になったのである。しかし、当時の謀殺罪 (カリフォルニア州刑法一八九条) は「毒物の使用、待ち伏せ (lying in wait)、拷問 (torture)、その他の故意の (willful)、計画的な (deliberate)、予謀による (premeditated) 殺人、あるいは、放火、強姦、強盗、住居侵入、又は故意の傷害 (mayhem) の遂行中又はそれらの罪を犯そうとして行なわれた殺人は第一級謀殺である。その他の謀殺は第二級である」と規定していた。そして、被告人には、犯行について考慮する相当な時間があり、そこから犯行は計画的な、予謀によるものとすることもできたのである。また、犯行はまさに、待ち伏せ (lying in wait) で行なわれたのである。したがって、そこですでに第一級謀殺とすることに問題はないようにも

思われるのである。しかし、Wolff 判決は、第一級謀殺と第二級謀殺の相違は犯行の性質だけではなく、行為者の人格的邪悪さ (personal turpitude) の程度によるとした⁽³⁶⁾。そして、被告人は善と悪の違いを知っていたし、企図した犯行が悪いかも知っていたが、十分に成熟しておらず、精神的に完全に健常ではなかったので「行為とその結果について理解し、省察をした程度、悪の自覚の程度は——道徳的邪悪さ (turpitude) と墮落 (depravity) の程度の評価上重要なのであるが——実質的に不明瞭で人格から離れたもの (detached) と思われる⁽³⁷⁾」。「殺人の意図をいだけのに必要な思考の程度より以上の行為の性質についての理解と理解力が第一級謀殺とするのに必要となる⁽³⁸⁾」。「被告人が熟慮して (Maturely) 意味深長に (meaningfully) 犯行の重大性について省察できた程度⁽³⁹⁾」を考慮しなければならなかった⁽⁴⁰⁾のである。

Wolff 判決は予謀に単なる犯行の計画を超えて、犯行を熟慮し、犯行が道徳的に悪であることについて理解する能力を要求することによって、マックノートン・ルールの下では責任能力ありとされる精神状態を刑を減軽する方向で積極的に評価しようとしたのである。Wolff 判決は、自由には程度があり、したがって、責任には程度があるという考え方を基礎にしているように思われるのである⁽⁴¹⁾。

その後も、犯行を計画する能力があっても、予謀の能力はないとして Wolff 判決の文言を繰り返す判決⁽⁴²⁾、あるいは、両親の殺害について種々の理由を比較衡量する能力に欠けるので第二級謀殺にしかならないとする判決⁽⁴³⁾が現われた。これらの判決も、マックノートン・ルールの下では責任能力ありとされる被告人について、限定能力の理論によって、なお刑事責任を軽減する方向から、その精神病や精神障害を考慮しようとするものである。

Wells 判決は限定能力の理論をなおメンス・リアの理論によって基礎づけているかのような表現を用い、また、予謀についても単に犯行を計画する能力があればよいとしているように解された。これに対して、Wolff 判決とそれに従う一連の判決は、限定能力をメンス・リアの理論からではなく、まさに、限定責任能力の理論から把握したものと

いえよう。とくに、特殊犯意についても、特殊犯意を形成する能力を問うのではなく、特殊犯意による罪として重く処罰する、たとえば、第一級謀殺罪として重く処罰するのに適した精神的能力、犯行について省察する能力を問うところから、そのように言いうるのである。⁽⁴⁴⁾

二 WOLF 判決が被告人の善悪の判断能力の程度を考慮して、責任にも程度を付しうるとした点を積極的に評価する見解もある。

アン・フィンガレット・ハッセは、被告人が計画的犯行を行なったときでも、その動機が奇妙で、陪審員が、本当は被告人は行為の善悪の判断ができなかったと確信するようなときは、責任評価もそれに合致させねばならず、その意味で WOLF 判決は非常に重要だとする。⁽⁴⁵⁾そして、陪審員に対する説示においても、限定能力が第一級謀殺の本質的要素である犯意にどのように影響したかを考慮しなければならぬということだけではなく「被告人が犯行の計画に費した時間に関係なく、被告人が犯行が道徳的に悪いことを理解 (appreciate) することができたか否か、行為の悪であることを自覚できたか否か、墮落した人間といえるか、行為の道徳的意味について熟慮して意味深長に予謀、計画できたか否かについて合理的な疑いが生じる程に被告人の精神的能力が限定されていたときは、第一級の故意の、予謀のある計画的な謀殺とできない」ことも説示しなければならないとする。⁽⁴⁶⁾さらに、ヘルベルト・フィンガレットは、謀殺とするに必要な道徳的悪性 (moral turpitude) を示すための行為の意味について「熟慮して意味深長に省察する」理性力はないが、ある程度把握する能力はあるという場合があり、精神障害者の責任を決める際にこれを考慮すべきであるとする。⁽⁴⁷⁾そして、ヘルベルト・フィンガレットは、この理性力の欠如の有無・程度によって、英米法上は従来、個々のに扱われてきた責任無能力、限定責任能力、酩酊、不随意行動 (automatism) を統一的に説明しようと

するのである。⁽⁴⁸⁾

また、Wolff 判決を前提としながら、さらに、限定能力は、被告人にその特殊犯意を要件とする犯罪の刑を受けるに相当な能力があるか否かという見地から判断すべきだという主張もある。この見解によれば、限定能力は精神医学者の証言を基礎にして、刑による威嚇を受けうる能力、行為に対する社会的非難を理解する能力、精神障害が家族関係等の特殊な一回的関係から生じていて、犯行を反復する可能性がないといえるか否かという見地から判断されるのである。⁽⁴⁹⁾

三 限定能力の理論が Wolff 判決で示されたような限定責任能力の採用を意味するとすれば、はたしてそのようなことが判例によってできるのか、それとも実体法の重大な変更になるので立法が必要となるのかという問題が生じる。⁽⁵⁰⁾ また、判例で限定責任能力を採用するとすれば、英米法上の他の責任阻却事由、たとえば強制 (Duress) についてはなぜ強制の強さによって責任に程度をつけなくてよいのかも問題になる。⁽⁵¹⁾ さらに、メンス・リアの名の下で限定責任能力を考慮するとすれば、陪審員が混乱するという懸念もある。⁽⁵²⁾ こうして、結局において、一九八二年の立法によつて、Wolff 判決は否定された。すなわち、カリフォルニア州刑法一八九条は「殺人が計画的な予謀によるものであったことを証明するのに、被告人が犯行の重大性について熟慮して、意味深長に省察したことを証明する必要はない」としたのである。⁽⁵³⁾

以上のことは、カリフォルニア州あるいは英米法自体の問題であるが、さらに、わが国における責任能力と故意の関係を考えるときにも、Wolff 判決に示されたような限定能力の理論はあまり意義がないように思われる。わが国の刑法三九条二項は「心神耗弱者ノ行為ハ其刑ヲ減輕ス」として限定責任能力を規定しているからである。平野教授の

限定能力に対する批判、つまり「これは限定責任能力という制度のない英米法で精神にある程度の障害がある場合、謀殺の刑（とくに死刑）を減輕するための技巧的な方法であり、妥当なものではない」とする批判は、⁽⁵⁴⁾ まことに WOLF 判決のいう意味での限定能力の理論に妥当するのである。

しかし、なお、限定能力の他の意義、つまり、メンズ・リアの理論から限定能力を基礎づける方向を探らなければならぬ。⁽⁵⁵⁾ このような方向はわが国の故意と責任能力の関係を考察する際にも重要な指標となりうるからである。そこで次に、Wetmore 判決⁽⁵⁶⁾ を手掛りとしてこの点について検討することとした。

(55) *People v. Wolf*, 61 Cal. 2d 795, 394 P. 2d 959 (1964).

(36) *Id.* 394 P. 2d at 976.

(37) *Id.* 394 P. 2d at 976.

(38) *Id.* 394 P. 2d at 976.

(39) *Id.* 394 P. 2d at 975.

(40) WOLF 判決は、種々の殺人罪の区別には、客観的な犯行態様だけでなく、行為者の道徳的邪悪さの程度を考慮しなければならないとしたホーネット判決 (*People v. Holt*, 25 Cal. 2d 59, 153 P. 2d 21 (1944))、⁽⁵⁷⁾ まことに、計画的 (*deliberation*) な謀殺か否かを問うためには犯行の省察の時間ではなく、省察の程度を基準としなければならない *トーマス* 判決 (*People v. Thomas*, 25 Cal. 2d 880, 156 P. 2d 7 (1945)) を引用している。

(41) See Comment, *A Punishment Rationale for Diminished Capacity*, 18 U.C.L.A. Law Review 561, 566-567 (1971).

(42) *People v. Goedecke*, 65 Cal. 2d 850, 423 P. 2d 777, 56 Cal. Rptr. 625 (1967); *People v. Nicolaus*, 65 Cal. 2d 866, 423 P. 2d 787, 56 Cal. Rptr. 635 (1967).

(43) *People v. Bassett*, 69 Cal. 2d 122, 443 P. 2d 777, 70 Cal. Rptr. 193 (1968).

(44) もちろん、その後再び、特殊犯意を形成する能力を問う判決も現われ、WOLF 判決の意義は多少不明確になつてしまつた。In re Kemp, 1 Cal. 3d 190, 460 P. 2d 481, 81 Cal. Rptr. 609 (1969); *People v. Sirham*, 7 Cal. 3d 710, 497 P. 2d 1121, 102 Cal. Rptr. 385 (1972).

他方で、抗拒不能の衝動 (*irresistible impulse*) は責任能力に対する抗弁とはならないが、限定能力の証拠としては用いられるという判示は限定能力の理論を限定責任能力の理論から基礎づけようとする方向からのものといえるが、抗拒不能の衝動がなぜ特殊犯意を否定するのか明

の後、退院しても行く所もなく、医師の証言によれば、被告人は財産を「所有」しており、被害者のアパートに「向けられている」と信じていた。そして、鍵のかかっていないアパートを見つけたとき、そのアパートは自分のアパートだと思い、中に入って模様替えをし、被害者の服を着た。⁽⁵⁸⁾被害者の証言によれば、被害者がアパートに帰ってきたとき、被告人は被害者の服を着て、料理をしていた。しかし、時計やクレジットカードが紛失していた。⁽⁵⁹⁾弁護人は、被告人は、アパートとそこにある物は自分の物であるという妄想の下でアパートに入ったのであるから、住居侵入罪の「窃盗又は重罪を犯す意図」に欠けると主張した。しかし、第一審は「もし、特殊犯意の形成を妨げる被告人の精神的な能力が責任無能力とされるようなものであるなら」その精神状態は「限定能力による特殊犯意の否定に関しては許容できない」とした。そして、住居侵入罪として有罪としたが、マックノートン・ルールの下では被告人は責任無能力であったとした。⁽⁶⁰⁾この第一審の判断は、いままでもなく、Wells 判決の傍論⁽⁶¹⁾によっている。

カリフォルニア州最高裁は第一審判決を破棄差し戻した。その理由中、メンス・リアの理論からして重要だと思われるのは次の二点である。

第一は、Wells 判決が「責任無能力の故に」限定能力となり、特殊犯意が欠けるような場合には、その精神状態についての証拠は許容できないとしていたの⁽⁶²⁾に対して、そのような証拠も許容できるとしたことである。その理由は、「責任無能力の故に」限定能力となるのではなく、責任無能力も限定能力も被告人の精神状態についての証拠から導かれる法的結論である。したがって、その証拠が特殊犯意に欠けることを示すならば、責任無能力をも示するという理由だけで、有罪か否かの審理の段階で無視することはできないという点にある。⁽⁶³⁾州は犯罪のすべての要素について挙証責任を負っている⁽⁶⁴⁾のであり、被告人が証拠を提出する権利は論理的にも憲法的にも否定できないのである。さらに、実際上も、たとえば Wolf 判決では、責任無能力を証明するために提出された証拠を限定能力の証明に

使ったのであり、その証拠によって限定能力が証明された。その他の判決からも、Wells 判決のいう責任無能力を示すような証拠と限定能力を証明するような証拠の区別は不可能であることがわかる。したがって、Wells 判決のこの部分は誤まりであり、限定能力に関する証拠はそれが責任無能力をも証明しうるようなものであるか否かにかかわらず、有罪か否かの審理において許容されたとした。⁽⁶⁵⁾

第二は、検察官は、限定能力の理論は特殊犯意を要素とする犯罪がその中に特殊犯意を要素としない軽い犯罪を含んでいるとき、すなわち、特殊犯意が欠けるためにその犯罪では有罪とできなくても軽い犯罪で有罪とできる場合に限りて用いることができ、本件の住居侵入罪のように軽い犯罪を含まない場合には限定能力の理論は使えないとしたのに対して、これを否定したことである。本判決によれば、精神障害の故に特殊犯意を欠くのであればその犯罪を犯したとはいえないのであり、そのことはその犯罪が軽い犯罪を含んでいるか否かによって左右されない。検察官は犯罪のすべての要素について合理的な疑いをいれない程度に証明しなければならぬのであり、単に被告人の有する証拠が提出されると全くの無罪になるからという理由で、被告人の証拠提出権を否定することはできないとした。⁽⁶⁶⁾

二 右の理由づけからすると、Wetmore 判決は Wolff 判決と異なって、限定能力をメンズ・リアの理論から基礎づけているということができよう。責任無能力又は限定責任能力は、その他の犯罪の要素が充足されていても、精神障害によって弁別能力又は制御能力に欠ける場合には行為者に刑事責任を科すことが不適切又は不正義であり、あるいは、著しくそれらの能力に欠ける場合にも重い刑を科すことが不適切又は不正義であることを認める制度である。これに対して、Wetmore 判決によれば、限定能力は、被告人はその犯罪に必要な精神的要素をもって罪を犯した場合のみその犯罪で有罪とされるといふもので、まさにメンズ・リアの理論そのものである。したがって、厳密に言

えば限定能力は責任無能力と異なつて、他の犯罪の要素を充足する行為に対する抗弁 (defense) ではなく、犯罪の本質的要素であるメンス・リアの証明に関連して、一定の主観的証拠を使用しようとする理論なのである。⁽⁶⁷⁾

第一に、Wetmore 判決は限定能力の理論を責任無能力を示す証拠にも適用した点で、メンス・リアの理論に近づいたといえる。従来、限定能力は、責任無能力の基準についてマックノートン・ルールを採用するカリフォルニア州で、右の基準では責任能力ありとせざるを得ない場合にも、なお精神障害や責任能力の程度に対応する刑事責任を問うるようにとの考慮によるものと考えられる傾向があつた。⁽⁶⁸⁾ したがつて、責任無能力の基準をより緩やかなものとする場合、たとえばアメリカ法律協会の模範刑法典四・〇一条のように制御能力の判断を加え、さらに弁別能力又は制御能力の実質的欠如で十分とする場合には、限定能力の理論は不必要となるとも考えられていた。⁽⁶⁹⁾ そして、まさに Wetmore 判決と同日になされた Drew 判決は、⁽⁷⁰⁾ 限定能力を右のような性質を有すべきものと理解した上で、現在の限定能力の理論の欠点を指摘する。すなわち、限定能力の主張の許容性は精神障害の程度ではなく、起訴されている犯罪が特殊犯意を必要とする犯罪か否かという犯罪の構造によつて決まってしまうことと、限定能力で軽い犯罪で有罪となりその軽い刑の執行を終えて釈放された後、あるいは全くの無罪となつた後の治療のための民事収容 (civil commitment) の制度が十分ではない点である。⁽⁷¹⁾ そこから、Drew 判決は模範刑法典の責任無能力の広い基準を採用すれば、混乱と矛盾に陥っている限定能力の理論を整え、合理化できることを一つの重要な根拠として、模範刑法典の責任無能力の基準を採用したのである。⁽⁷²⁾ したがつて、Wolf 判決のいうような限定能力は、模範刑法典の責任無能力の基準の採用後はおそらく不必要ということになる。Wetmore 判決が Drew 判決にもかかわらず限定能力の理論を維持したことから、やはり Wetmore 判決は限定能力をメンス・リアの理論から考えていたものと思われるのである。そして、そこからさらに、すでにマックノートン・ルールの下でも責任無能力とされた被告人についても、す

なわち限定責任能力とする必要のない被告人についても、責任無能力を示す証拠をメンス・リアの否定に用いることを許容したことが基礎づけられるのではないだろうか。

第二に、限定能力を特殊犯意を要件とする犯罪についてのみ認めるという制限の根拠は、主として、そのような制限をすれば被告人はなおその罪に含まれる軽い一般犯意を要件とする罪では有罪とされ、完全に無罪となることはな⁽⁷³⁾いという点にあった。しかし、実際には、本件の住居侵入罪のように、特殊犯意を要件とする罪であっても軽い罪を含まないものもある。そして、メンス・リアの理論からするならば、そのような罪についても限定能力の適用を否定することはできないのである。検察官は、従来の判断では限定能力の理論によって被告人を全くの無罪にしたものはないと主張したが、本判決がそれを排斥して、全くの無罪になる場合にも限定能力の適用を認めたことはメンス・リアの理論からは非常に意義がある。

しかし、そうすると、本判決が限定能力の理論の適用をなお特殊犯意を要件とする犯罪に限定しているのは一貫しないように思われる。既述のように、特殊犯意は一般犯意より複雑な内容をもつが、そもそも精神障害によっても特殊犯意が欠けることは稀有であり、そのような稀有な場合には一般犯意が欠けることも多いと言われるからである。⁽⁷⁴⁾この点からすると、本判決の後、カリフォルニア州刑法二八条を改正する一九八二年一月一日施行の法律⁽⁷⁵⁾によって、特殊犯意と一般犯意の区別を廃止して、二八条(a)ですべての犯意の否定について精神障害の証拠が許容されるようになったことは評価すべきであろう。致命傷を負わせうる凶器での暴行傷害(カリフォルニア州刑法二四五条)は一般犯意を要件とする犯罪であるが、右の法律の下で、精神障害の証拠を一般犯意の否定に用いることを認めなかった原判決を破棄した判例⁽⁷⁶⁾も出された。ここでは、メンス・リアの理論が頂点に達したようであった。しかし、その後、検察側の要求を入れて、改正がなされ、一九八三年一月一日施行の法律⁽⁷⁷⁾では再び特殊犯意と一般犯意の区別が導入されてし

まいった。

- (57) *People v. Wetmore*, supra note 56.
- (58) *Id.* 583 P. 2d at 1310-1311.
- (59) *Id.* at 1310.
- (60) *Id.* at 1311.
- (61) *People v. Wells*, supra note 17.
- (62) *Id.* 202 P. 2d at 65.
- (63) *People v. Wetmore*, supra note 56, 583 P. 2d at 1312.
- 判決はこの結論に関して、次の補足的理由をあげている。Wells 判決のいう被告人は意図を持ち得なかったという証拠と意図がなかったという証拠の区別は不可能だという点である。Wells 判決は後者の証拠のみが許容されるところだが、Wetmore 判決は、Louisell & Hazard の論文(前掲注12)を引用して、後者の証明については前者の証拠も関連性・許容性があるとした。*Id.* 583 P. 2d. 1310. この点については後述する。
- (64) *Id.* 583 P. 2d at 1310. *ウェルズ*、Wells 判決によると、責任無能力を証明するような証拠は責任能力の審理の段階ではじめて提出しうることになる。しかし、カリフォルニア州の証拠法五二二条は責任無能力について被告人に挙証責任を負わせている。したがって、被告人は、検察官が合理的な疑いをいれない程度の証明をしなければならぬ段階で右の証拠を提出できないことになる。本判決は、これは、犯罪のすべての要素について州が合理的な疑いをいれない程度に証明しなければならぬとした *Mullaney v. Wilbur*, 421 U.S. 684 (1975); *Patterson v. New York* 432 U.S. 197 (1977) に反し審理違反となりうることをいう。*Id.* 583 P. 2d at 1314 note 6.
- (65) *Id.* 583 P. 2d at 1313-1314.
- (66) *Id.* at 1310, 1314-1315. *なぜ*、本判決は全くの無罪になったと彼の民事収容 (civil commitment) について述べているが (at 1315-1316)、『*この点については後述する*』。
- (67) Comment, supra note 16, at 718 note 52.
- (68) *People v. Drew*, 22 Cal. 3d 333, 344 583 P. 2d 1318, 1323, 149 Cal. Rptr. 275, 280 (1978).
- (69) *State v. Sessions*, 645 P. 2d 643 (Utah, 1982) は、ユタ州で模範刑法典の責任無能力の基準を採用した結果、限定能力の理論は一般犯意 (general intent) を要求する犯罪に関する限り意味がなくなるとする。
- (70) *People v. Drew*, supra note 11.

- (71) *Id.* 583 P. 2d at 1323-1324.
- (72) *Id.* at 1325.
- (73) Morse, *supra* note 4, at 15-16.
- (74) *Id.* at 16.
- (75) 1981 Cal. Stat. ch. 404.
もともと、この法律は精神障害の故に犯意をもちえなかったという抗弁を排斥し、犯意がなかったことのみを抗弁として認めるものであり、その限りでは限定能力の理論を制限するものである。この点については後述する。
- (76) *People v. Whitsett*, 149 Cal. App. 3d 213, 196 Cal. Rptr. 647 (1983). See *People v. Greenfield*, 134 Cal. App. 3d Supp. 1, 4, note 1, 184 Cal. Rptr. 604, 605 note 1 (1982).
- (77) 1982 Cal. Stat. ch. 893.

四 おわりに

メンズ・リアの理論からすれば、現行のカリフォルニア刑法二八条のように、限定能力の適用範囲を特殊犯意を要件とする犯罪に限定するのは一貫しないと言わざるを得ない。しかし、ともかく、*Wetmore* 判決が責任無能力を示す証拠を特殊犯意の否定に用いるとし、さらにその結果無罪となる場合が出てくることを認めた限りでは、限定能力はメンズ・リアの理論から基礎づけられているといえよう。

そこで、最後に、右のようにメンズ・リアの理論から限定能力を考える場合に問題となる点をいくつかあげておきたい。

第一は、一九八二年七月八日の「被害者の権利章典」(The Victims Bill of Rights) という立法によって加えられたカリフォルニア州刑法二五条(a)に関する。

すなわち、精神障害の証拠はメンス・リアを形成する能力がなかったという証明については許容性がない (shall not be admissible) 旨規定する。この規定が、メンス・リアの否定にはおよそ精神障害の証拠は用いえないことを意味するとすれば、責任無能力は被告人側で証拠の優越によって証明しなければならぬカリフォルニア州刑法二五条(b)の下では、まさに検察官が挙証責任を負っている段階で、防禦に決定的な証拠を提出できないことになり、デュープロセスに反することになる⁽⁷⁸⁾。しかし、既述のようにカリフォルニア州刑法は二八条(a)で、現実にメンス・リアがあったか否かについては精神障害の証拠の許容性を認めている。とすると、被告人はメンス・リアを形成する能力がなかったという点は争えなくなるとしても、精神障害の故にメンス・リアがなかったことは争えるのであり、必ずしもデュープロセスに反するといえなくなるようにも思われる⁽⁷⁹⁾。そして、メンス・リアの理論から限定能力を基礎づけるとすれば、右の改正法の立場が妥当なようにも思われる。なお、Wetmore 判決は Wells 判決を批判して、メンス・リアを形成しえなかったことを証明する証拠は、メンス・リアがなかったことの証明について関連性 (relevant) と許容性 (admissible) ⁽⁸⁰⁾ があるとした。これに対して、改正法の下では、単にメンス・リアを形成できなかったことを証明する証拠は用いえないことになる。但し、Wetmore は精神異常の故に自分の住居・財産と誤信したのであり、精神障害の証拠は、改正法の下でもメンス・リアがなかったことを証明するものとして許容性を認められるものといえるのではないだろうか⁽⁸¹⁾。

第二に、精神障害者が限定能力によって無罪となった場合、治療等の措置はどうなるのであろうか。カリフォルニア州の場合、刑法一〇二六条、一〇二六条(a)によって、責任無能力で無罪となった被告人については、裁判官が、カウンセラーの精神衛生局長に被告人の精神状態についての評価と適当な措置についての書面でのリコメンデーションを命じ、これに基づいて精神病院への入院又は外来治療を命じる。期間は精神障害が治癒したと裁判所が認めるまでで

あるが、九〇日たてば被告人はその点についての審理を申請できる。しかし、その審理の後是一年を経過しなければ再度の申請はできない、なお、期間については、責任能力があったなら受けたであろう刑期を越えてはならないとして、カリフォルニア州最高裁の判例が制限を加えている。⁽⁸²⁾しかし、これらの規定は限定能力によって無罪となる者には適用されない。

これに対して、福祉と施設に関する法律 (Welfare and Institutions Code) の一部である Lanterman-Petris-Short Act は「精神障害によって、他人又は自分自身にとって危険であるか、障害が著しい (gravely disabled)」場合の民事収容 (civil commitment) を規定している (同法五一五〇条)。受刑者が収容されているカウンティの裁判官はいつでも受刑者の精神状態についての評価と治療の手續をなしうる (カリフォルニア州刑法四〇一一・六条)。七十二時間以内の評価と治療の為の施設への収容の後、もしその施設の職員が、受刑者が精神障害の故に他人に危険であることを証明すれば、さらに一四日まで収容される (福祉と施設に関する法律五二五〇条)。その後は他人に対して、身体的危害を加えたか、精神障害の故に危険性が示されれば一八〇日まで収容される (同法五三〇〇条)。これらの規定は限定能力によって無罪となる者にも適用されうると考えられている。しかし、Wetmore 判決は、Wetmore のように身体に対する罪を犯していない場合でも右の規定を適用できるかという問題、さらに収容期間が短かいことをあげて、右の規定で不十分ならば、責任無能力で無罪となった場合の措置と同様の内容の立法が必要であるとする。⁽⁸³⁾しかし、メンズ・リアの理論から限定能力を基礎づけるのであれば、精神障害によるものではあれ、メンズ・リアを欠けばその罪を犯したことはないのではないのであるから、無期限の収容あるいは刑期までの収容はその根拠を失うことにならないだろうか。現在、わが国の精神衛生法は責任無能力等による無罪の後の精神病院への長期の収容を認めているが、そのこと自体の妥当性を考える上でも、さらに将来、精神障害に基づく責任無能力によって無罪となった被告人について右と期間や収容

施設等の異なる強制的治療の制度を設けるとした場合、精神障害の故に故意がなかった被告人をどのように扱うかを考える上でも、カリフォルニア州における議論は参考になるように思われる。

第三に、わが国との対比を考える場合、*Wetmore* 判決が限定能力の否定はデュープロセスに反するとした理由について、今後、より細かく分析しなければならない。すなわち、およそ検察官が立証責任を負っている争点について、関連性及び許容性のある証拠を提出できないからデュープロセスに反するの⁽⁸⁴⁾か、それとも、被告人は後に責任能力に関して同じ証拠を提出できるが、責任無能力についてはカリフォルニア州刑法二五条(b)によって被告人が証拠の優越によって証明しなければならぬからデュープロセスに反するの⁽⁸⁵⁾か、という点である。前者であれば「責任無能力者については故意又は過失の有無を論ずる必要がない⁽⁸⁶⁾」というわが国の改正刑法草案の立場にも疑問が生じる。また、後者であっても、わが国においても「法律上刑の減免となる事実」については被告人に形式的及び実体的挙証責任があり、責任無能力又は限定責任能力についても、被告人が自由な証明によってあれ証拠の優越の程度に立証しなければならぬ⁽⁸⁷⁾とすれば、やはり問題が残るように思われる。

(78) Comment, The Relevance of Innocence: Proposition 8 and the Diminished Capacity Defense, 71 California Law Review 1197, 1201-1207 (1983).

(79) Morse, supra note 4, at 45.

(80) *People v. Wetmore*, supra note 56, 583 P. 2d at 1312.

この場合、分割審理でも証拠が重なってしまふ。したがって争点ばかりでなく、証拠の重なりを防ぐという分割審理の意義が半減すること^{が否めなく}。See *People v. Wetmore* id. at 1317.

(81) なお精神科医の証言の性質について、See *United States v. Brawner* 471 F. 2d 969, *State v. Sikora*, 44 N.J. 453, 210 A. 2d 193 (1965)。

(82) *In re Moye*, 22 Cal. 3d 457, 584 P. 2d 1097, 149 Cal. Rptr. 491 (1978).

(83) *People v. Wetmore*, 583 P. 2d at 1316.

- (84) *Id.* at 1315.
- (85) *Id.* at 1314 note 6.
- (86) 法制審議会刑事法特別部会・改正刑法草案附同説明書(昭和四七年)一〇二頁。
- (87) 小野清一郎「責任能力の人間学的解明(三・完)」ジュリスト三六九号(昭和四二年)一〇五頁、一〇六頁。